

**令和8年度公共施設最適化推進支援事業
優先交渉権者選定会議設置要綱**

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和8年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 令和8年度公共施設最適化推進支援事業の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するため、選定会議を設置する。

(協議事項)

第3条 選定会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 提案の評価
- (2) 優先交渉権者の決定
- (3) その他公募型プロポーザルを実施する上での必要な事項

(構成員)

第4条 選定会議は、別表に掲げる職にある委員5人により構成する。

(委員長)

第5条 選定会議に委員長を置く。

- 2 委員長は財産活用課長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 選定会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議を進行する議長は委員長とする。
- 3 選定会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審議内容の秘密を保持しなければならない。ただし、選定会議の審査を公開した結果、公知となった情報を除く。

(事務局)

第8条 選定会議の事務局は、財産活用課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行し、優先交渉権者が決定した日の翌日にその効力を失う。

別 表

令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者選定会議委員名簿（順不同）

	職名
委員長	財産活用課長
委員	北区地域総務課長
	中央区地域課長
	秋葉区地域総務課長
	南区地域総務課長
	西蒲区地域総務課長